

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事 務 局 長 米 山 篤 史

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う
宅地建物取引業法施行令の一部改正について

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う宅地建物取引業法施行令の一部改正について(令和3年11月1日 国土交通省不動産・建設経済局不動産課長 国不動第100号)
(2) (別紙1) 宅地建物取引業法施行令(抄)
(3) (別紙2) 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行(6ヶ月以内施行分)について(令和3年11月1日 国土交通省都市局長、水管理・国土保全局長、住宅局長)
※(3)は全住協HPにも掲載。
2. 参 考 H P (1) 宅地建物取引業法法令改正・解釈について(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000268.html#saikin
(2) 「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「都市計画法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo02_hh_000030.html
3. 問 合 せ 先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611 以 上